

令和8年6月18日

一般社団法人 神奈川県剣道連盟 関連団体各位

38 支部長（警察・居合道・杖道含む）
県学校剣道連盟（会長 飛知和利文）
横浜市剣道連盟（会長 澤部哲矢）
県道場連盟（会長 高野力）
高齢剣友会（会長 佐藤和義）

一般社団法人 神奈川県剣道連盟
会 長 野見山 証

ハラスメント防止について（緊急連絡）

初夏の候 貴殿におかれましては、益々ご精武のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より当連盟事業に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当連盟では、ガバナンスの強化・コンプライアンスの徹底を図るため、「相談・苦情窓口」を設置しホームページで周知し、その強化に鋭意努めているところであります。

しかしながら、相談窓口設置以後に、暴力・暴言問題が多数寄せられております。このような事案は、当事者に深刻な不安や苦痛を与えるだけでなく、剣道（居合道・杖道）界全体への信頼低下にもつながりかねません。

各団体におかれましては、ハラスメント対策に取り組まれていると思いますが、改めて関係者に周知徹底され、より一層の取り組み強化をお願い申し上げます。特に、児童生徒の安全確保と健全育成を最優先とした指導環境づくりに、より一層ご尽力いただきますようお願い申し上げます。

暴言や威圧的言動は、相手に精神的苦痛や不安を与え、日常生活や競技継続に深刻な影響を及ぼす恐れがあります。また、暴力や不適切な身体的指導は、重大な事故や心身への深刻な影響につながる可能性があります。いずれも内容によっては、学校・保護者・関係機関との問題や、法的紛争に発展する場合があります。

なお、当連盟では、ハラスメント事案については、事実確認を行った上で、必要に応じ適切かつ厳正に対応してまいります。

【相談窓口に寄せられた主なハラスメント事例】

▼指導者の暴言

- ・子どもを侮辱したり、人格を傷つけ否定する発言を行う
(例：「死ね」「カス」「性格が悪い」など)
- ・特定の子どもを仲間外れにする、孤立させる
- ・「昔から当たり前」などとしてハラスメント行為を容認する風潮
- ・上位段位者が下位段位者に対し、立場を利用して威圧的言動を行う

▼指導者の暴力

- ・執拗な迎え突き
- ・防具のない箇所への打突
- ・竹刀等を用いて身体を叩く行為
- ・身体を強く押す、床に叩きつける等の危険な行為
- ・恐怖心や苦痛を与える過度な身体的指導

▼セクシャル・ハラスメント

- ・子どもや保護者、関係者に対する不適切な身体接触
- ・相手に不快感や恐怖感を与える言動や接触行為

[添付資料]

- 1 神奈川県剣連「緊急宣言」
- 2 全剣連・真砂威会長 「ハラスメント撲滅に向けて」
- 3 全剣連 「ハラスメント しなない！させない！許さない！」
- 4 スポーツ庁 「NO！ スポハラ」
- 5 東京剣連だより
- 6 朝日新聞記事

[事務担当]

一般社団法人 神奈川県剣道連盟
専務理事 伊藤龍紀
倫理委員会 委員長 伊藤龍紀



一般社団法人 神奈川県剣道連盟

緊急宣言

剣道を学ぶ子どもたちの安全確保と健全育成を重点強化として取り組みます！

01

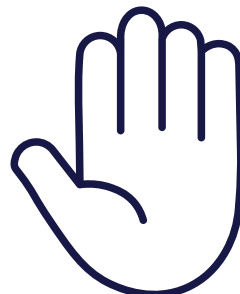
児童・生徒の
安全配慮



児童生徒の心身の安全を最優先とし、安心して稽古できる環境づくりに努めます。

02

暴力的・威圧的
指導の禁止



暴力・暴言・威圧的な指導を行わず、尊厳と信頼を大切にした指導を徹底します。

03

防具のない箇所への
打突禁止



防具のない部位への打突や、危険を伴う行為を禁止し、安全管理を徹底します。

04

指導者の適切な
言動による指導教育



礼節と思いやりを持ち、子どもの成長を支える適切な言動による指導を行います。

令和7年6月

「ハラスメント撲滅に向けて」

公益財団法人全日本剣道連盟

会長 真砂 威

剣道は、長年にわたり形成され、それぞれの時代に価値を見出し発展してきた貴重な日本の伝統文化である。そして剣道は、その発生から「人が生きていくための指針」として考えられ、優れた全人教育の方法として確立されたものである。「剣の理法の修練による人間形成の道」こそが『剣道の理念』であり、『剣道修練の心構え』には「以って国家社会を愛して広く人類の平和繁栄に寄与せんとする」ことが明記されている。

しかし近年、少子高齢化が進展する一方でスポーツ界におけるハラスメント行為が顕在化し、剣道においても少なくない苦情や訴えが寄せられている。一部の悪しき事例により、それまで先達に培われてきた剣道に対する社会的信頼が崩壊し、剣道人口が激減する事態が懸念される。暴力やパワハラ、セクハラなどの行為は人間の尊厳を否定するものであり、根絶しなければならない。特に、教え子を自死に至らしめたり、熱中症等により命を失わせた不適切な指導は、二度と繰り返されてはならない。

ハラスメントを根絶するために、優位な立場にある指導者は自らの指導が人間形成の道にかなっているか問い続ける必要がある。その指導法については、社会の価値観の変化に応じながら、指導者の剣道観や技量と経験、さらには指導を受ける側の特性や要望を踏まえて行われる必要があり、師弟同行の心構えで修練に臨んで頂きたい。

剣道に関係する皆さんがコミュニケーションを図りつつ、ハラスメントを決して許さない環境づくりを目指すことによってこそ剣道の健全な発展が実現する。全日本剣道連盟は、ハラスメント行為を断じて許さないものである。

以上

あしがき

剣道は、試合あるいは勝つことが最終目的ではありません。伝統的に、師匠が弟子とともに『行ずる』ことにより技術とその精神を教えること（師弟同行）が指導法の真髄とされてきました。指導者は、指導を受ける者の技能の向上や人格の形成に大きな影響を及ぼすことを自覚し、コミュニケーションを大切にしながら指導に当たられますよう宜しくお願い致します。

■ 剣道の理念 ■

「剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である」

■ 剣道修練の心構え ■

剣道を正しく真剣に学び 心身を錬磨して旺盛なる気力を養い
剣道の特性を通じて礼節をととび 信義を重んじ誠を尽して
常に自己の修養に努め 以って国家社会を愛して
広く人類の平和繁栄に 寄与せんとするものである

■ 剣道指導の在り方 ■

（『剣道指導要領』より抜粋）

剣道の指導は、「剣道の理念」と「剣道修練の心構え」を前提として、
「剣道指導の心構え」に基づいてなされなければならない。

全剣連ホームページもご確認ください。



ご相談の窓口

公益財団法人全日本剣道連盟（全日本剣道連盟相談・苦情窓口）

所在地 〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-3-14 靖国九段ビル 2 階

H P <https://www.kendo.or.jp/information/20250625/>

〈相談方法〉メール、ファックス、書面

相談窓口（FAX） 03-3234-6007

相談窓口（メール） kujosodan@kendo.or.jp

利用対象者 剣道・居合道・杖道の指導者等からハラスメントを受けた方

都道府県剣道連盟 ・各都道府県剣道連盟にもご相談ください。



剣道普及キャラクター
「ぶしし」

リーフレットのデータは
こちらからダウンロード
できます。



“ハラスメント”

しない!

させない!

許さない!



〈公益財団法人 全日本剣道連盟〉

まえがき

近年、スポーツ指導現場においてはハラスメントの相談が増加傾向にあり、全日本剣道連盟（全剣連）が加盟している日本スポーツ協会に寄せられた件数は年々、過去最多を更新しています。剣道界においても、少なくない数の苦情や訴えが寄せられています。

しかし、日本の伝統文化である剣道修練の場においてこそ指導者は自らの立場に謙虚であるべきで、稽古に名を借りて暴力をふるう行為は絶対に許されません。そこで、剣道界におけるハラスメントの防止と一掃に向け、指導者をはじめとする関係者にさらに注意を喚起するためこのリーフレットを作成しました。

全剣連における取組

全剣連では倫理規程および倫理に関するガイドラインを制定し、ハラスメント行為を禁止するとともに社会的な信頼の確保に努めています。そして、倫理規程やガイドラインに違反する行為に対しては、綱紀規則により会員資格の停止・除名や称号段位の返上・剥奪などの処分を行うこともあります。

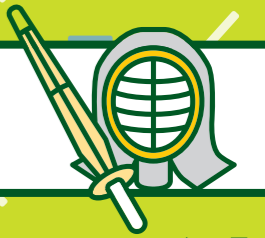
ハラスメントとは

剣道において一掃すべきハラスメントとは、暴力、暴言、パワハラ、セクハラなど安全・安心に稽古に取り組む環境を悪化させたり、剣道を通じた心身の健全な発達を阻害したりする行為です。これは、剣道の指導者と指導を受ける者の関係だけではなく、子ども同士や保護者など、剣道に係わる誰でも他者との関係の中で起こりえる問題です。特に、剣道において指導者が暴力的な指導を行い、教え子を自死に至らしめた事案や熱中症により命が失われた事件がありました。このように行き過ぎた指導や不適切な指導は、絶対に剣道界から撲滅せねばなりません。



ハラスメントの内容

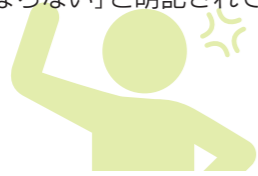
主なハラスメントを整理して説明するため、ここでは日本スポーツ協会に準じて悪しき行為を次のように分類し、剣道修錬におけるそれぞれの概要と許されない事例を紹介します。



暴力

暴力とは、肉体的・精神的に傷つけるような不当な力を他者の身体に対して及ぼすことです。

剣道指導要領においては、「鍛錬と称して、いたずらに過度の身体的な負担を強いたり、無謀な体当たりや組み討ちなどがあってはならない」とされ、『「迎え突き」は厳に慎まなければならない』と明記されています。



例えば…

「指導者が、指導を受ける者の顔を手で叩いたり、剣道具の無い部位を竹刀で叩いたりした」
「稽古中に相手の頭を過剰に強く打ったり、悪意のある体当たりをして転倒させたりした」



暴言

暴言とは、他人を傷つける言葉や乱暴な言葉のことです。

たとえ師弟関係にあっても、暴言は人格否定につながり相手を傷つける行為であり、直接手をあげるような行為でなければ許されるというわけではありません。



例えば…

「指導者が『のろま、ぶつ殺す』など侮辱的な暴言を吐き、指導を受ける者が『夜眠れない』などの体調不良を訴えた」
「道場生が失敗をした際に道場の先生が大声で、『下手くそ、おまえに剣道は向いてない、やめちまえ』と罵倒した」



パワハラ

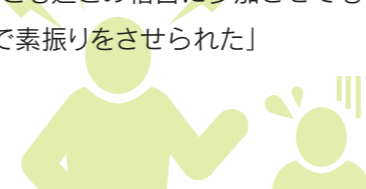
(パワー・ハラスメント)

剣道の指導におけるパワハラの要件として、「指導者が立場の優位性を利用し、適正な範囲を超えた指導を行い、相手に著しい精神的苦痛を与えて稽古環境を悪化させること」が挙げられます。

合理的な理由なく身体的能力を超えた過度な稽古をさせること、正当な理由なく稽古から排除すること、などの行為もパワハラに該当します。

例えば…

「稽古中に気分が悪くなり面を外したいと指導者に訴えたが認められず、逆に『たるんでいる』と長時間掛かり稽古をさせられ失神しかけた」
「指導者が感情的になり発声のやり直しを 30 分もさせられ、以降、他の子ども達との稽古に参加させてもらえず最後まで一人で素振りをさせられた」



セクハラ、他

(セクシュアル・ハラスメント)、他

セクハラとは、性的な行為や言葉によって相手に不快感を与えることです。

指導者と指導を受ける者という立場を離れて身勝手な感情に基づいて行われたり、指導者が立場の違いを利用して行ったりするケースが見られます。なお、その行為がセクハラか否かは基本的に受け手側の判断によります。

その他のハラスメントとして、差別的指導、プライバシーの侵害、子ども同士のいじめなどにも注意が必要です。

例えば…

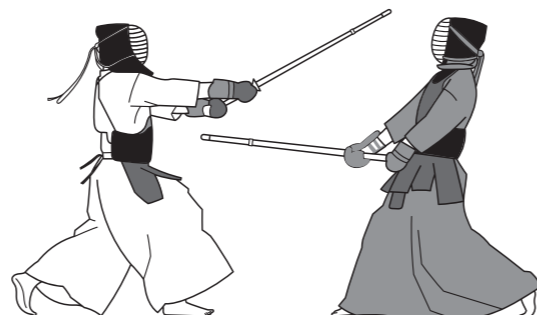
「宿泊先で引率者が異性の選手達を部屋に呼びつけ、うち一人を転倒させてその上に倒れこんだ」
「教え子が断りづらい状況を作り出して床に座らせ、指導やストレッチと称して腰やお尻などに必要以上の接触を行った」
「無断で稽古風景を撮影され、望まないのに個人が特定できる形で Facebook や Instagram に投稿して拡散された」



ハラスメントへの対策

ハラスメント行為が発生した場合には、全剣連は既述のとおり厳正な対処を行ってまいります。しかし、それ以上に大事なことは、ハラスメントを未然に防止することです。

剣道においては、厳しい稽古によってこそ上達できるという考えがあり、試合に勝つことは大きな目標となりますが、指導者としてはその目的が「剣道の理念」における人間形成の道にかなっているかを常に省みてください。そして、訴えることを我慢しがちな子ども達に大きな苦痛を強いているかもしれないことにも注意が必要です。



剣道の指導などにおいて、不適切な行為が発生する要素としては次の3点が挙げられています。

- **動機** = 偏った勝利至上主義におちいつたり、指導者には権威があるという意識が過剰になっている
- **機会** = 第三者の目が届かぬ関係者だけの閉鎖的な状況である
- **正当化** = 教え子や選手のために良かれと思って取り組めば問題ないと考えている

これらの3つの要素が重なることがないよう日頃からチェックを行い、指導者や保護者など関係者が一体となって剣道界におけるハラスメントを防ぎましょう。

許されない暴力・ハラスメント行為

- いかなる理由でも暴力・ハラスメント行為は正当化されない（相手に対し生涯にわたり重大な負の影響を与える）ことを理解していますか？

※ 相手がこどもであっても、一人の人間として敬意をもって接するようにしましょう



- 以下の行為は暴力・ハラスメントに当たります。こうした行為をしていませんか？受けていませんか？見ていませんか？

身体的な攻撃

※ 平手でたたく、突き飛ばす、壁に押さえつける、足を払う、競技の器具などで叩く等

精神的な攻撃

※ 人格・能力、関係者や家族を否定する言葉を言う、長時間にわたる厳しい叱責、威圧、罵倒等

人間関係からの切り離し

※ 無視をする、練習に参加させない、仲間はずれにする、必要な情報を与えない等

過大な要求

※ 本人の能力から明らかにできないことを強制する、ケガしても休ませない、飲酒の強要等

過小な要求

※ 著しく程度の低い練習しかさせない、試合出場や代表選考からの除外、施設の利用制限等

個の侵害

※ 私的なことに過度に立ち入る、SNSでの誹謗中傷や嘘の流布、個人情報の暴露等

性的な行為・発言

※ 肩を抱く、抱きしめる、キスをする、衣服を脱がせる、身体を触る、性的関係を求める、胸が大きい、足が太い、美形・安産型など、容姿や身体的特徴を取り立てて言う等



暴力・ハラスメントにつながりうる
以下のことに注意しましょう



勝利や結果を重視する考え方

- 大会や試合でよい結果が出ていると暴力・ハラスメント行為が正当化されてしまう（指導者自身も暴力・ハラスメント行為がよい結果に結びついたらと誤解してしまう）

指導者と指導対象者の力関係

- 進路選択・大会出場等の権限を持つ指導者の暴力・ハラスメント行為を容認せざるを得ない

閉鎖的な人間関係・地域社会

- 外部からの目が届きにくい閉鎖的な環境下で、暴力・ハラスメント行為に声を上げにくい

過去からの慣習

- 指導者・先輩等からの暴力・ハラスメント行為が慣習的に行われており、声を上げにくい

暴力・ハラスメントの負の連鎖

- 自身が過去に受けた暴力・ハラスメント行為を伴う指導を、自分も行ってしまう

指導技術の不足

- 指導技術不足を暴力・ハラスメント行為に該当する強い指導で補ってしまう



保護者の皆さまへ

- 被害者の多くは高校生以下であることを知っていますか？

※ こどもを暴力・ハラスメント被害から守るためには、保護者の役割が非常に重要です



- こどもが試合や大会で好成績を残すためには、暴力・ハラスメントを伴う指導も仕方ないと思いませんか？

※ 暴力・ハラスメント行為を伴う指導を受けたこどもは、一時的に好成績を残せたとしても、健全な精神的発達に重大な影響を及ぼす恐れがあります(対人関係の困難さ、自己肯定感の低さ、感情コントロールの難しさなど、障害にわたって重大な負の影響を与えかねません)



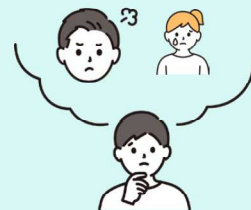
暴力・ハラスメント行為を防ぐために

- 自らの思考・行動に暴力・ハラスメントを容認する傾向はありませんか？

※ そのような傾向・雰囲気等を容認していると、自分が加害者になってしまう可能性もあります

- 部活動・クラブ・チームに暴力・ハラスメント行為を容認する傾向・雰囲気はありませんか？

※ そのような傾向・雰囲気等を容認していると、自分が加害者になってしまう可能性もあります
仲間と協力したり、保護者の力を借りるなどして、負の連鎖を断ち切りましょう



- 部活動・クラブ・チームの運営者は、以下の取組をしていますか？

1. 運営する部活動・クラブ・チームにおける暴力・ハラスメント行為の有無の確認
2. すべての参加者に対する暴力・ハラスメント防止に関する周知啓発
3. 指導者に対する暴力・ハラスメント防止に関する教育の徹底
4. 暴力・ハラスメント事案に対する責任体制の確立と相談体制の整備・周知
5. 暴力・ハラスメント事案発生時の適切な対応
(被害者・通報者の保護、原因調査、行為者に対する処分等の措置、再発防止対策の実施)



暴力・ハラスメント行為を受けたら(目撃したら)

- 我慢したり、見て見ぬふりをせず、すぐに周囲の人に相談しましょう

※ 保護者、友人などに相談するほか、所属チームや団体に相談窓口がある場合は活用しましょう

- 周囲や所属チーム・団体に相談しにくい場合は、外部の相談窓口を活用しましょう

※ 各スポーツ団体も設けていますので利用しましょう



- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. スポーツ少年団・総合型スポーツクラブ
日本スポーツ協会、各競技団体 2. 中学校・高校の運動部活動
日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟、各競技団体 3. 大学の運動部活動
大学スポーツ協会(UNIVAS)、各競技団体 | <ol style="list-style-type: none"> 4. トップアスリート
日本スポーツ振興センター、日本オリンピック委員会、日本パラスポーツ協会、各競技団体 5. その他人権侵害等についての相談
人権相談窓口、24時間こどもSOSダイヤル |
|---|---|

NO!
スポハラ



剣道人口回復に向けて

一般財団法人東京都剣道連盟

広報委員長

西山 貢

コロナ禍によって激減した剣道人口も、徐々に回復しつつあります。しかし、コロナ前に戻るだけでは十分とはいえません。さらに増やすために、どのような手を打てばいいのでしょうか。

これまでも、大会や剣道祭などのイベントを開催し、多くの方に来ていただき、マスコミなどを通じて周知を図ってまいりました。しかし、最近の情報伝達の手法は大きく変わってきています。マスコミなどよりも、SNS (Social Networking Service) などのソーシャルメディア、ネットを使った口コミが、伝達速度も速く、より広範囲な影響を持つようになってきました。先の兵庫県知事選挙の結果がそのことをはっきりと示しました。

剣道の段位別受審者の数の推移をみますと、初段受審者の数が伸び悩んでいるのが分かります。つまり新しい人が入ってきていないということです。特に剣道を知らない若い方たちに、剣道について興味を持っていただかなければならないのです。そのためにはSNSをもっと活用する必要があります。

ある会社が18歳から27歳のいわゆる「Z世代」に調査したところ、「普段よく目にする広告」で一番多かったのがSNS広告で72%、次いで動画広告51%、テレビ広告37%と続き、新聞広告は10%、雑誌広告は5%でした。主要SNSのユーザー数は、昨年時点でLINEが9770万人、YouTubeが7370万人、X (旧 Twitter)

が6700万人ということでした。10代から30代の方たちは95%以上が上の二つを利用してきます。また、他の調査で、若い世代でSNSしか見ないという人が63%に上るといふ結果も出ています。

こうした状況の中で、若い人たちに剣道を知ってもらい、始めてもらうには、SNSをもっと活用しなければなりません。「東京剣連だより」の裏表紙にはホームページのQRコードを入れてあります。京都での全日本剣道演武大会では5月2日の開会式から始まって4日までのすべての演武をYouTubeでライブ中継し、その録画はいつでも見ることができるようになっています。このような例をもっと増やしていかなければなりません。

SNSの活用方法を熟知しているのは、SNSを使いこなしている若い世代の方たちです。剣道人口をさらに増やすためには、若い方たちの知恵をもっと引き出すことができるような体制を作る必要があります。

SNSの強みは、自分が受けた情報をコピーし、転送することによって他の人にも広めることができることです。剣道連盟の会員の方たちにも、自分たちのやっている剣道・居合道・杖道が、いかに楽しい、面白い、いいものであるかを自らも積極的に発信し、ほかからの情報を転送していただきたいと思います。剣道人口の増加、剣道の発展は、若い会員の方たちの双肩にかかっているのです。

事故防止のため倫理について再認識を

一般財団法人東京都剣道連盟 倫理委員会

令和7年1月に、某加盟団体に剣道指導中に木刀による殴打事案が起きました。某道場の指導者が同道場生徒である小学1年の女子に、同人の頭頂部を同人が着用していた面の上から手に持っていた木刀で1回殴打するなどし、その結果、症状の継続が一ヶ月程度見込まれ、約半年間の加療を要する頭部打撲、脳震盪及び約1年間の経過観察を要する脳震盪後症候群の傷害を負わせました。被害者の親が警察に通報し、警察は現場検証と加害者に対する事情聴取を行いました。

全剣連からの通報により、倫理委員会としては会長からの諮問を受け、複数の関係者及び当事者からの事情聴取を行った上、3月初めに加盟団体が当該指導者を除名処分とした後に、当該指導者に対して弁明の機会を与えた上で登録会員資格停止2年間の処分を会長に答申し、会長は答申通り処分を決定しました。東剣連の綱紀規程には処分として除名、登録会員資格の停止、自主返納勧告、返上、そして嚴重注意があり、また期間も一定期間から永久まであります。本人の反省度等を総合的に考慮しました。

本件の事実調査を行った過程で明らかになった事があります。それは当該道場では常日頃からパワーハラスメントを疑われてもやむを得ない怒号が生徒に浴びせられていたことです。したがって、事

故は起こるべくして起こったといえます。

1件の重大事故の背後には29件の軽微な事故と300件の事故の一手前前の出来事がある、というハイリッツヒの法則があります。今回のような重大事故の背後には30件近い軽微な事故や事故に至らない出来事があったはずで、その時点で思い切った対策を講じておけば、重大事故は未然防止できたといえましょう。

今回の事案を受けて東剣連としては会長名で、第一に加盟団体・役員等に対し、本件に関する通達を出しました。第二に対象者が所属する加盟団体に対し、ガバナンスの改善書簡を出しました。第三に令和7年度の各ブロック講習会等における倫理講話では本事案の教訓と対策について説明し、また倫理に関する動画コンテンツをホームページに掲載する事を検討中です。なお既に令和6年度末に行われました理事・評議員会及び令和7年度6月に改選された理事会では、本事案を紹介し対策等について講話を行いました。

会員個人々人におかれましては、パワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメントといった反倫理行為の芽を早く摘むために、指導者や剣道家一人一人が自らの稽古や稽古外での振る舞いを見直してほしいと思います。



剣道におけるハラスメントの防止に向けて

一般財団法人東京都剣道連盟 倫理委員 佐藤 穂貴

はじめに 「パワハラ」、「セクハラ」といった言葉をよく耳にするようになり久しく、最近では「カスハラ」という言葉も登場し、ハラスメントの被害は社会問題化しています。残念ながら剣道界も例外ではありません。本誌前号でも都内で年初に発生した暴力、パワハラ、事例報告及び対応措置等が当連盟太田文雄倫理委員長より紹介されたところです。2020年東京オリンピックの開催を契機にスポーツ界における不祥事の発生防止策の構築が進んだところで、なぜハラスメントの問題が後を絶たないのか、いかに予防・対応することが望まれるか本稿で述べたいと思います。

ハラスメントの原因 ハラスメントは、当事者の立場の違いに起因して発生します。剣道の場合、指導者と受講者の立場の差が明確なことが多く、パワハラ、セクハラ、カスハラなどの優越的な関係を背景にした言動がなされやすい環境があります。また指導上の身体接触がセクハラ、カスハラなどの要素である言動に発展しやすい素地もあります。これらの言動が社会的な相当性を欠きそれにより相手に身体的精神的苦痛を与えてしまうとパワハラ、セクハラとなり得ます。

ハラスメントの予防 そのため剣道の稽古や大会、組織運営においても、行き過ぎた言動はハラスメント認定されやすいものであると常日頃認識することが大切です。稽古や大会の開催には公共施設を用いることが多く、それを支える方々には普段剣道との関わりが少ない多様な人がいます。そのため稽古場での常識が一般社会の常

識とずれているおそれがあること、それが相当性を欠いた言動になり得ることを指導者は意識する必要があります。日本文化伝承の面からも、剣道が子どもでも大人でも参加しやすい競技であることを示していただければと思います。さらにハラスメント防止には組織で取り組むことも重要です。東京都剣道連盟では全剣連に倣い倫理規程、倫理に関するガイドラインおよび綱紀規程を制定しています。各地域や職域の連盟においても同様の手続を整備したり、会員向けにハラスメント防止講習会を開催したりして予防に努めていただきたく思います。全剣連が令和7年6月に公表したリーフレットもご活用ください。

ハラスメントへの対応 予防策を尽くしても問題が起きてしまった場合は被害者を保護しつつ、適正手続に則って調査・対処することが必要です。カスハラに対しては不当要求に屈しない毅然とした対応が望まれます。全剣連や東剣連には苦情相談窓口がありそれらを利用いただくことも可能です。個別事案の解明には関係者からの聴き取りが不可欠で、地域等の連盟の協力が欠かせません。各連盟で指導や運営に携わる皆様には日ごろから稽古環境を気かけ風通しを良くし連携して対応いただければと思います。

ハラスメント防止の第一歩は相手に対する配慮です。自身や仲間らと楽しく継続できる剣道環境を整えていただければと思います。

好きだった剣道 暴力に奪われた

指導者、小1女兒を木刀で殴打 略式起訴

心身に残る不調 再開できず

剣道の稽古中に当時小学1年生だった女兒を木刀で殴ったとして、指導者の50代男性が傷害容疑で書類送検され、8月に暴行罪で略式起訴される事件があった。事件以降、女兒は好きだった剣道を再開できないでいるという。こうした事件を二度と起こさないた

め、女兒の父親が当時の状況と思いを語った。女兒(8)は2023年秋ごろ、都内の剣道道場に通い始めた。当時「大きな声を出して、体を動かして気持ちがいい」と家族に話していた。自宅のトレーニングルームでも竹刀を振り、めきめきと上達した。

父親が指導者の男性がいる東京都足立区の道場に入ったのは24年3月ごろ。父親によると、当時の館長だった男性は7段だった。小中学生合同の稽古は週3回。男性のほかにも指導者がいて、父親は指導が「充実している」と感じた。女兒も楽しんで通っていた。

父親によると、24年秋、公式戦での結果が振るわなくなると、男性の指導が「過度に厳しくなった」と感じたという。事件が起きたのは今年1月11日。稽古の終盤、別のグループに指導をしていた男性が女兒に後ろから近づき、頭を後ろから木刀で殴ったとされる。

面を着けていたが、木刀の衝撃は大きく、女兒はふらついた。吐き気を訴え、帰宅後も様子がおかしく、就寝中にはけいれんの症状が出たという。女兒は翌日、病院を受診。医師から「頭部打撲と脳振盪」と説明された。物忘れがひどくなると、失禁も繰り返したという。医師からは「後遺症の可能性がある」と言われ、「脳振盪後症候群」と診断されたという。女兒はいまも通院を続けている。

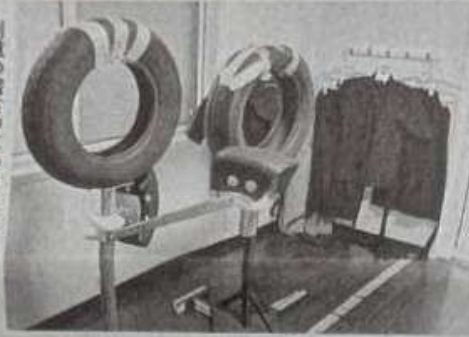
男性は5月に傷害容疑で書類送検され、8月に暴行罪で略式起訴された。捜査関係者によると、男性は警察への事実関係を認め、「罰が正しく上がっていないことを教えるためだった」とを教えるためだった。間違っていた指導だったなどと供述したという。

東京都剣道連盟は8月、男性に対し、2年間、選手や審判としての大会参加などができなくなる「会員登録停止」の処分とした。

女兒は剣道を始めてから礼儀正しくなり、性格が前向きになった。父親は「剣道は日常生活で子どもに色々な良い変化をもたらしてくる。事件を防げなかったことがとても悔しい」と話す。

朝日新聞は男性の代理人弁護士に経緯などを尋ねる質問状を送付したが、期日までに返答はなかった。

(藤田大道)



剣道の稽古中に暴力を受けた女兒の自宅にある剣道用トレーニングルーム。5月22日、東京都足立区、藤田大道撮影

「指導者と保護者で意思疎通を」

2018年にスポーツでの暴力や暴言などに関する相談窓口を設けた「公益財団法人日本スポーツ協会」には24年度、過去最多の536件の相談が寄せられた。コロナ禍を除き、増加傾向だといわれる。

被害者の48%は「小学生」。「中学生」「高校生」を含めた高校生以下では、78%を占めた。相談内容は、「暴言」が最多の41%で、「パワーハラスメント

(暴力・暴言除く) 18%、「セクシュアルハラスメント」2%が続いた。今回の事件について、剣道で最高段位の8段を持ち、子どもや初心者の指導経験がある80代男性は「木刀で殴るなんて考えられない」と批判する。

日本体育大の南部さおり教授(スポーツ危機管理学)は、暴力や暴言が許されないのは前提とし、体の接触がある

競技は「実際に体を当て、感覚として学ばせることがある」とし、「行き過ぎて体前に及びやすい側面がある」と指摘。暴力を防ぐには、ほかの競技同様、指導者からの積極的なコミュニケーションが重要だという。初心者の子ともは自分で声を上げにくく、保護者が代わりに指導者の意見を聞いたりする環境作りが重要だという。

デジタル版の連載「スポーツと暴力」はこちらから

厚生労働省の定義

パワーハラスメント(パワハラ)とは、職場において立場を利用した業務上不必要な言動で、受け手に身体的・精神的苦痛を与える行為を指します。具体的には、以下のような要素を満たす必要があります：

- 優越的な関係を背景とした言動：上司と部下の関係や、同僚間の優越性に基づく言動が含まれます。
- 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動：社会通念に照らし、業務上の必要性がないとされる言動が該当します。
- 労働者の就業環境を害するもの：これにより、労働者が能力を十分に発揮できなくなる場合が含まれます。

具体的な行為には、身体的な攻撃や精神的な攻撃、人間関係の切り離しなどが挙げられます

『スポハラ(スポーツ・ハラスメント)』とは？

「スポハラ(スポーツ・ハラスメント)」とは、スポーツの現場において、「暴力」、「暴言」、「ハラスメント」、「差別」など”安全・安心にスポーツを楽しむことを害する行為”のことです。

指導者と指導を受ける者との関係のみならず、スポーツの現場における関係者の誰によっても、また誰に対してであっても、スポハラは起こりえます。